

# 信書便制度説明会をオンラインで開催

## <信書便の利用者と参入希望者、信書便事業者を対象に説明>

東海総合通信局(局長 長塩 義樹)は、令和3年3月18日(木)、「信書便制度説明会」をオンラインで開催しました。

信書便事業は、平成15年4月から「民間事業者による信書の送達に関する法律」により、従来の郵便事業とは別の事業として制度化され、東海4県(岐阜、静岡、愛知、三重)では73者(令和2年度末現在)、全国では567者が「特定信書便事業」の許可を受けて、信書の送達サービスを提供しています。

説明会では、東海総合通信局信書便監理官が信書便事業の利用拡大及び新規事業者の育成を図るという観点から、信書の定義、信書の具体例、信書便制度の概要、信書便事業の現状とサービス事例、東海4県の事業動向などを中心に説明し、47名が参加しました。

説明会終了後に参加者を対象に行ったアンケートからは、「信書に対する理解が深まった」「今回の資料を社内教育に活用したい」といったご意見が寄せられました。また、参加された地方自治体の担当者から信書の考え方に関する質問が寄せられるなど、関心の高さが伺われました。

東海総合通信局では、信書便制度をより一層理解していただくとともに信書便事業の利用促進を図るため、「信書便制度が知りたい」「信書便事業への参入を考えている」といった地方自治体、企業等からご要望をいただければ、日程を調整のうえ個別に訪問してご説明します。

今後は今回のアンケート結果などを踏まえ、よりよい説明会の開催に向け取り組んでいくこととします。

お問い合わせ先：総務部信書便監理官 052-971-9115



総務省

知っておいてね、  
大事な手紙を届けるためのルール。

手紙やはがきなどの信書は、原則として、  
日本郵便株式会社及び信書便事業者だけが  
取り扱うことができると定められています。

信書とは

手紙・はがきなど、「特定の受取人に対し、  
差出人の意思を表示し、又は事実を通知する文書」のことです。  
詳しくは総務省情報流通行政局郵政行政部までお問い合わせください。

※宅配事業者の宅配便やメール便、郵便局のゆうパックやゆうメールでは、原則として、信書の送付はできません。

信書全般に関するお問い合わせ  
☎ 03-5253-5975

信書便事業への参入・利用に関するお問い合わせ  
☎ 03-5253-5974

E-mail [shinsyo\\_soudan@soumu.go.jp](mailto:shinsyo_soudan@soumu.go.jp)

郵政行政部ホームページ <https://www.soumu.go.jp/yusei/index.html>

高橋ひかる

令和3年度の信書制度周知用ポスター